

令和5年第2回臨時会

孺恋村議会会議録

令和5年5月11日 開会

令和5年5月11日 閉会

孺恋村議会

令和5年第2回孺恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月11日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○仮議席の指定	3
○選挙第1号 議長選挙について	4
○議長挨拶	5
○日程の追加	5
○議席の指定	6
○会期の決定	6
○会議録署名議員の指名	6
○選挙第2号 副議長選挙について	7
○副議長挨拶	8
○常任委員会委員の指名について	9
○議会運営委員会委員の指名について	9
○特別委員会の設置について	10
○特別委員会委員の指名について	10
○選挙第3号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について	11
○選挙第4号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について	12
○選挙第5号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について	13
○選挙第6号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について	14
○同意第1号の上程、説明、質疑、採決	14
○報告第4号の上程、説明、質疑	16
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	18

○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 1
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 3
○閉会中の継続審査の申出について……………	2 6
○議員派遣の件について……………	2 7
○閉議及び閉会の宣告……………	2 7
○署名議員……………	2 9

令和 5 年 第 2 回 臨時 村 議 会

(第 1 号)

令和5年第2回嬭恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和5年5月11日(木)午前10時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程第2まで同じ

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 選挙第2号 副議長選挙について

第5 常任委員会委員の指名について

第6 議会運営委員会委員の指名について

第7 特別委員会の設置について

第8 特別委員会委員の指名について

第9 選挙第3号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について

第10 選挙第4号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について

第11 選挙第5号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について

第12 選挙第6号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について

第13 同意第1号 監査委員の選任同意について

第14 報告第4号 専決処分の報告について(道路管理瑕疵(タイヤ損傷)による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)

第15 承認第1号 嬭恋村税条例の一部改正の専決処分の承認について

第16 承認第2号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について

第17 承認第3号 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について

第18 閉会中の継続審査の申出について

第19 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	滝沢勇司君	農林振興課長	横沢貴博君
上下水道課長	宮崎忠君	観光商工課長	黒岩建五郎君
教育委員会 事務局長	目黒康子君		

事務局職員出席者

議会事務局長	土屋和久	書記	横沢右京
--------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議会事務局長（土屋和久君） 事務局長の土屋です。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

年長議員の大野克美議員をご紹介します。

議長席へよろしく申し上げます。

○臨時議長（大野克美君） それでは、ただいま紹介いただきました大野克美であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。よろしく申し上げます。

ただいまから、令和5年第2回孺恋村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（大野克美君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

それでは一旦ここで、休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時08分

○臨時議長（大野克美君） それでは、再開いたします。

◎選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長（大野克美君） 日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（大野克美君） ただいまの出席議員は12名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に黒岩智未君、土屋哲夫君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（大野克美君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（大野克美君） ないですね。

投票箱を改めます。お願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（大野克美君） これより投票を行います。

事務局長が点呼しますので、順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（大野克美君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（大野克美君） ありませんので、投票は終わります。

それでは、開票をお願いいたします。

黒岩智未君、土屋哲夫君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（大野克美君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、佐藤鈴江君 11票

伊 藤 洋 子 君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、佐藤鈴江君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 臨時議長（大野克美君） ただいま議長に当選されました佐藤鈴江君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。
-

◎議長挨拶

- 臨時議長（大野克美君） 議長当選の承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

〔議長 佐藤鈴江君登壇〕

- 議長（佐藤鈴江君） ただいま議員の皆様のご推挙をいただき、議長の要職を賜りました。

議員の皆様と一緒に力を合わせ、議会運営に頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。今後とも、ご指導お願いいたしたいと思います。

以上です。

- 臨時議長（大野克美君） ありがとうございます。

以上で、私の議長の職務は終わりましたので、これから議長と交代させていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

◎日程の追加

- 議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程追加について、別紙第1号の追加1のとおり追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

◎議席の指定

○議長（佐藤鈴江君） 会議を続けます。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいまの着席のとおり指定いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に黒岩智未さん、土屋哲夫さんを指名いたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時33分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◎選挙第2号 副議長選挙について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤鈴江君） ただいまの出席議員は12名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に伊東正吾さん、下谷彰一さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤鈴江君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤鈴江君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が点呼しますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（佐藤鈴江君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） 投票を終わります。

開票を行います。

伊東正吾さん、下谷彰一さん、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（佐藤鈴江君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち、石野時久さん 12票

以上です。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、石野時久さんが副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤鈴江君） ただいま副議長に当選された石野時久さんが議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

◎副議長挨拶

○議長（佐藤鈴江君） 副議長当選の承諾及び就任の挨拶をお願いします。

〔副議長 石野時久君登壇〕

○副議長（石野時久君） ただいま議員の皆様のご推挙をいただきまして、副議長という重責を拝命いたしました。

議長はじめ、議員の皆様もご協力をいただき、スムーズな議会運営できるように努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午後 1時01分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◎常任委員会委員の指名について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第5、常任委員会委員の指名についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員会委員は、議長が議会に諮って指名することになっております。

常任委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、常任委員会委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は朗読のとおり決定いたしました。

各常任委員会の委員長及び副委員長は、当該委員会の互選によることになっております。各委員会においてそれぞれ互選の上、本職に報告をお願いいたします。

◎議会運営委員会委員の指名について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の指名についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員会委員は、議長が議会に諮って指名することになっております。

議会運営委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、議会運営委員会委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は朗読のとおり決定いたしました。

なお、当該委員会の委員長及び副委員長は、当該委員会の互選によることになっております。委員会において互選の上、本職に報告をお願いします。

◎特別委員会の設置について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第7、特別委員会の設置についてを議題といたします。

議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（佐藤鈴江君） ただいまの朗読のとおり、特別委員会を設置し、委員の定数を定めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、特別委員会の設置については、提案のとおり可決されました。

◎特別委員会委員の指名について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第8、特別委員会委員の指名についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員会委員は、議長が議会に諮って指名することになっております。

特別委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、特別委員会委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会委員は朗読のとおり決定いたしました。

特別委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によることになっております。委員会において互選の上、本職に報告をお願いします。

それではここで、休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時32分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

休憩の間に各委員長より正副委員長の互選の結果の報告を受けました。別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

◎選挙第3号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第9、選挙第3号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

村長から西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行うこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

西吾妻衛生施設組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻衛生施設組合議会議員に、ただいまの6名の議員が当選をされました。

西吾妻衛生施設組合議会議員に当選されました6名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎選挙第4号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第10、選挙第4号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

村長から西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。

お諮りいたします。指名は議長において行うこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

西吾妻環境衛生施設組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻環境衛生施設組合議会議員に、ただいまの5名の議員が当選されました。

西吾妻環境衛生施設組合議会議員に当選されました5名の議員が議場におりますので、本

席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎選挙第5号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第11、選挙第5号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙を行います。

村長から西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行うこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

西吾妻福祉病院組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻福祉病院組合議会議員に、ただいまの3名の議員が当選されました。

西吾妻福祉病院組合議会議員に当選されました3名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎選挙第6号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第12、選挙第6号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙を行います。

村長から吾妻環境施設組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行うこととしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

吾妻環境施設組合議会議員に、別紙配付のとおり本職を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した本職を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、吾妻環境施設組合議会議員が本職に決定しました。

会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第13、同意第1号 監査委員の選任同意について、議題といたします。

村長より監査委員の選任について議会の同意が求められております。

本案について、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますが、同条のただし

書の規定により除斥しないことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第1号につきまして、提案理由を申し上げます。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、婦恋村大字干俣。氏名、大野克美君、年齢75歳。議会の議員から選任する者として議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 住所なんですけれども、干俣だけでいいんでしょうか。きちんと番地まで入れるのがいいのではないかと思ったんですけれども。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 前例に従っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） やっぱり、役場としてはきちんと住所まで出しているんですけども、前例というと4年前というか、忘れたのですけれども、それがやっぱり、役場としてはきちんと行うのいいのではと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 必要であれば、住所を述べるようにしたいと思います。あくまでも、前回も同じ状況で、議会のほうは全く同様の話をさせていただいておりますので、前例に従ったということであります。よろしくお願い致します。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） やはり、役場がやる仕事なので、今後は入れた方が正式な書面としていいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 監査委員には、議会推薦の監査委員1名及びその他の監査委員がいますが、あくまでも前例が全く同じだったので、年齢だけ違いますけれども、同じ説明をさせてもらいました。しかしながら、さらに前例を調べて、議会の選任された議員の皆さんの監査委員が住所まで入っておるのであれば、訂正を本会議場でしたいと思うので、ご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第14、報告第4号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵（タイヤ損傷）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第4号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵（タイヤ損傷）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）、報告をさせていただきます。

本件は、村道浅間開拓線大笹地内で橋梁地覆破損により車に損害を与えましたもので、損害賠償の和解及び額の決定について専決処分をいたしました。

村長において、専決処分のできる事項の指定（昭和60年議決第2号）に基づきまして、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細については、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 滝沢勇司君登壇〕

○建設課長（滝沢勇司君） 報告4号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵（タイヤ損傷）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）、詳細説明させていただきます。

次のページをご覧ください。

令和5年専決第6号、専決処分書。

1、専決処分事項。道路管理瑕疵（タイヤ損傷）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について。

2、専決処分内容。

（1）事故発生日時、令和5年3月22日。

（2）事故発生場所、嬭恋村道浅間開拓線大笹地内。これ、パノラマラインの南ルート。大沢橋の大平側の道路上になります。

（3）相手方、邑楽町在住の方になります。

（4）事故状況、上記日時場所において、現場を通行中の相手車両を損傷させたことによります。詳細につきましては、パノラマラインの南ルートを田代から大笹方面へ向かって大沢橋という大きい橋があるんですが、そこを通過した直後、右側後輪のタイヤがパンクし停車しました。タイヤを確認したところ、15センチくらいの鉄筋がタイヤに刺さっておりパンクをしたもので、橋梁の老朽化により橋梁の両サイドにあるんですが、路側に設置されている自覆の鉄筋が露出している箇所がありまして、その鉄筋が外れタイヤに刺さり、パンクをさせた事故になります。事故後につきましては、露出している鉄筋について点検を行いました。現在、群馬県のほうで農道保全事業で橋梁の補修等を実施している事業を行っておりますので、早急に補修工事を実施する計画でおります。

（5）和解の内容、本件事故に係る相手損害額は4万3,510円で、村は損害額の7割、3万457円を村の加入する損害保険会社より相手に支払うというものです。

(6) 和解年月日、令和5年4月25日です。

支払いについては、5月9日付で完了しているというものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑がありませんので、以上で質疑を終わります。

これで、報告第4号 専決処分の報告について終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第15、承認第1号 嬭恋村税条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 承認第1号 嬭恋村税条例の一部改正の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、緊急に嬭恋村税条例の一部を改正する必要が生じ、令和5年3月31日、嬭恋村税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提案するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 税務会計課長。

[会計管理者兼税務会計課長 望月浩二君登壇]

○会計管理者兼税務会計課長（望月浩二君） それでは、承認第1号 専決処分の承認、嬭恋村税条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

本改正については、地方税法等の一部を改正する法律の施行に合わせて行う一部改正となります。

新旧対照表により説明させていただきます。

初めに、第46条と第48条。これはいずれも住民税の納入書の様式を追加する改正となります。これは地方税統一QRコードといいまして、2次元コードの追加による改正となります。

次に、第50条法人村民税について。これも同様に納付書の様式を追加する改正となります。

次に、第98条と第101条。こちらはたばこ税の納付書の様式を追加する改正となります。こちらにも統一QRコードの導入に伴い、省令様式が新設されることとなったことから追加する改正となります。

続きまして、附則第8条となります。こちらは肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について適用期限を3年間延長する改正となります。

次に、下のほうですけれども、附則第10条の改正です。こちらは附則の読替規定であり、今回の改正により、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置が削除されたものに伴う改正となります。

次に、第10条の2の改正です。こちらは固定資産税に係る特例割合の規定がなされているものですが、こちらにも法則のほうで削除されたことに伴う改正となります。

次に、附則第10条の3です。こちらは今回の税制改正において、創設された地方税法附則第15条の9の3が新設されたことによる補正と、本条中に引用している引用箇所のあるものの反映をしたものになります。

次に、附則第15条の2の削除であります。軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置について定める法則のほうで削除されたことに伴う改正となります。

次に、附則第15条の6第3項です。こちらにも環境性能割の特例措置が適用期限を経過したことによる削除になります。

続いて、附則第16条です。こちらは軽自動車税の種別割の税率の特定について定める地方税法附則第30条の改正に伴うものになります。75%と50%の軽減に係る車両がございますが、そちらの取得期間の延長が3年間延長されたものになります。また、第4項では25%軽減に係る車両の取得期間が令和7年3月31日までの2年間の延長となる改正となります。

次に、附則第16条の2、こちらは軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について定める地方税法の附則が改正されたことに伴う規定の整備となります。

次に、附則17条の2です。こちらは優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について適用期限を3年間延長する改正となります。

最後に、附則において改正条例の施行日を令和5年4月1日とし、固定資産税と軽自動車税について、経過措置を規定しているものになります。

以上、婦恋村税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） ガソリンの軽自動車のところなんです、ページ数がちょっとないので申し訳ないんですけども、3,900円とあるのは2,000円。それから6,900円とあるのは3,500円とするというのは、これは税が結構軽減されるというふうな意味なんですか。その1点だけ教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 税務会計課長。

〔会計管理者兼税務会計課長 望月浩二君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（望月浩二君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

伊藤議員のおっしゃるとおり軽減の金額となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第16、承認第2号 孀恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について、議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第2号 孀恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴いまして、緊急に孀恋村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。令和5年3月31日、孀恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分をいたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 税務会計課長。

〔会計管理者兼税務会計課長 望月浩二君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（望月浩二君） それでは、承認第2号 孀恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について説明させていただきます。

この専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律の公布、施行に伴って行ったものでございます。改正の内容の主なものとしましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げと国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得の算定の見直しとなります。

新旧対照表をご覧ください。

初めに、第2条では国民健康保険税の課税限度額について定める規定となっております。地方税法施行令第56条の88の2第2項の改正に伴うものでございます。後期高齢者支援金等課税額に係る限度額については、令和4年度税制改正においては1万円引き上げられたと

ころですが、令和5年度においても課税限度額が20万円から22万円に引き上げられるものであります。なお、基礎課税額介護納付金課税額の課税限度額については、据置きとなります。これにより、全体の課税限度額は合計102万円から104万円となります。

次に、第23条の改正では、国民健康保険税の減額について定める地方税法施行令第56条の89の改正に伴うものになります。軽減判定所得の算定の見直しがあり、5割軽減の対象となる世帯ですが、軽減判定所得の算定で被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計の人数に乗ずる金額を現行28万5,000円から29万5,000円に引き上げるものでございます。

2ページめくっていただきまして、第23条第1項第3号では、2割軽減の対象となる世帯であり、こちらも乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げる改正となります。5割軽減、2割軽減の対象世帯が拡大されることとなります。

第23条の3第2項の改正では、雇用保険法施行規則の改正により解雇等を理由にする非自発的失業者である特例対象被保険者の申告時における提示する書類がありますが、これに現行、雇用保険受給資格者証のほかに、雇用保険受給資格通知を追加する内容となります。

このほか、第2項から第4項、第6項から第9項、12項及び第13項までは、国民健康保険税の課税の特例に係る規定ですが、いずれも地方税法附則の改正によるもので、法則と書きぶりを合わせるもので、解釈の変更はございません。

改正後の規定については、令和5年度分の国民健康保険税から適用し、令和4年度までの国民健康保険税については、従前の例によるものとなります。

以上、承認第2号 孺恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、この条例改正には反対の意思を表明させていただきます。

1つは、お仕事されていた方が雇用保険でも1つ書類が増えるということで、いろいろ大変なときに、そういう負担をかけるということが1点。それから、後期高齢者の人たちの滞

納に対して、私はいつでも医療をきちんと受けられるようにという要望をして、当局も応えていただいているんですけれども、そういった後期高齢者の方々が去年から医療費が負担増になって大変だというときに、こういう保険税を上げることは本当に大変だと思います。それと、国保税の限度額を上げることに對しても、もう少し孀恋村の審議を、例えば国保協議会等で話し合ったりとかして、やっぱり、基金が4億もあるところなんだから、もう少しそういう負担軽減ができないか、話し合ってからでもいいんじゃないかという思いがありますので、これについては反対とします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第17、承認第3号 令和5年度孀恋村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第3号 令和5年度孀恋村一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、提案理由の説明をさせていただきます。

一般会計補正予算（第1号）は、補正額550万円を追加し、歳入歳出総額を78億7,210万円とするものでございます。

内容としましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に

対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国において低所得のひとり親世帯等に特別給付金を支給することが決定されたため、これに対応するため緊急に予算の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、孺恋村一般会計補正予算（第1号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 承認第3号 令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、詳細説明をさせていただきます。

3枚目の補正予算書をご覧くださいと思います。

中ほどにありますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,210万円とするものでございます。

続いて、5ページをご覧くださいと思います。

歳入でございます。左上のほうから説明させていただきます。

15款国庫支出金2項国庫補助金。表の左側になります、1目民生費国庫補助金。今度は右側になります。説明欄です。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金550万円の歳入でございます。

続いて、6ページをご覧くださいと思います。

歳出です。

3款民生費2項児童福祉費。表の左側になります。1目児童福祉総務費。今度は右側の説明欄になります。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業として550万円です。内訳ですけれども、一番下でございます給付金500万円でございます。その他、事務費としまして50万円でございます。全額国庫負担で早急に支給するように国のほうから求められているものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○10番（伊藤洋子君） 単純に計算してこれは、110人分ということになりますけれども、もし、これが差異が生じた場合はこの国庫支出金はやっぱり返還というか、そういうふうな扱いになるのかどうかだけ、お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えいたします。

予算は550万円ということですが、先ほど総務課長からも説明があったとおり、50万円は事務費となっておりますので、今回100人分の500万円を計上させていただきました。これは昨年度の実績に応じて、計上したものでありますけれども、今後直近で収入が減少した方が増えれば、それについても国庫の対象となりますので、そのときは補正予算で対応させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

大久保議員。

○11番（大久保 守君） この中の事務費の中で、超過勤務手当10万円というのが出ているんですけれども、超過勤務をそもそも当初から組んでいいものか、これ全額全部国から来るというようなことでいいんでしょうけれども、こういう組み方はあるのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

国のほうからの予算の中でも超過勤務手当というのは、対象経費となっております。この事業につきましては、当初予定されていなかった部分のものでありますので、通知を出すでありますとか、そういったものに時間外までかかるということを想定しまして、計上させていただきました。ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保議員。

○11番（大久保 守君） 課長のおっしゃるとおり、ということは緊急なものですからしょうがないんでしょうけれども、課の人数が少ないということは影響しているんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、人数が不足しているかと言われますと、どう答えたらいいかなと思うんですけれども、確かに、事務が1つ増えると職員の負担は増えるというふうに感じております。若干、人数の問題もあるかなと思いますし、この仕事一人で主担当しておりますので、そこにしわ寄せがってしまうというところは自覚しているところですが、できるところはみんなで助け合いながらやっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第18、閉会中の継続審査の申出について、議題といたします。

各委員長から各委員会の調査について、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご異議ありませんので、申出のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第19、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付したとり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りします。ただいま議決されました議員派遣の件について変更が生じた場合は、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、議決された議員派遣について変更が生じた場合には、議長に一任することに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和5年第2回嬭恋村議会臨時議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 佐藤 鈴江

臨 時 議 長 大野 克美

署 名 議 員 黒岩 智未

署 名 議 員 土屋 哲夫